

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月12日

京都市教育委員会
委員長職務代理 星川茂一

京都市教育委員会規則第7号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び別表第1京都市立日吉ヶ丘高等学校の項中「京都市立日吉ヶ丘高等学校」を「京都市立日吉ヶ丘高等学校」に改める。

別表第2京都市立日吉ヶ丘高等学校の項中「京都市立日吉ヶ丘高等学校」を「京都市立日吉ヶ丘高等学校」に改め、同表京都市立塔南高等学校の項中

「

前	期	4月1日から10月11日まで
後	期	10月12日から翌年3月31日まで

を

」

「

第1学期	4月1日から8月20日まで
第2学期	8月21日から12月31日まで
第3学期	翌年1月1日から3月31日まで

に改める。

」

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)